

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	前川樋門他2樋門操作業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長 池田 大介 兵庫県姫路市北条1-250
契約締結日	令和 6年 4月 1日
契約の相手方の氏名及び住所	たつの市長
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,607,760-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

ランク	特例政令等の該当

随 意 契 約 理 由 書

1. 契約件名 前川樋門他 2 樋門操作業務

2. 相手方名 たつの市長

3. 随意契約の理由

本契約は、揖保川の河川管理施設である前川樋門、佐野排水樋門及び佐野第二排水樋門（以下「前川樋門他」という。）について、操作及び点検整備等の業務を委託するものである。

河川管理施設の施設操作については、河川法第 9 9 条の規定に基づき、関係地方公共団体に委託することができる。前川樋門他は、操作の及ぼす影響が旧揖保川町及び旧新宮町に限られることから、前川樋門は、昭和 5 2 年 3 月 3 1 日、委託者近畿地方建設局長を甲とし、受託者揖保川町長を乙とし、佐野排水樋門及び佐野第二排水樋門は、平成 5 年 3 月 2 5 日、委託者近畿地方建設局長を甲とし、受託者新宮町長を乙としてそれぞれ操作委託協定を締結している。

なお、揖保川町及び新宮町は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日をもって龍野市、新宮町、揖保川町、御津町の 1 市 3 町が合併し、現在たつの市になっている。

以上のことから、本業務を委託できるのは、唯一、たつの市であることから随意契約を行うものである。

4. 随意契約する根拠法令

会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第三号